

平塚市立みずほ小学校いじめ防止基本方針

平塚市立みずほ小学校

1 いじめの防止に関する基本的な考え方

○本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。いじめを受けた本人がいじめと感じたら、その行為全てをいじめと捉えます。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

○いじめの禁止

本校児童は、いじめを行ってはいけません。すべての児童が人として大切に扱われる学校づくりを行います。

○学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、保護者、地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見、再発防止に努めます。

また、いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、児童をいじめに向かわせないために、すべての教職員がいじめの防止に取り組みます。

2 いじめの防止に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取組

- ・ 人権を尊重し、道徳心や規範意識を高める教育を通じて、“命を大切にする心”や“他者を尊重し、多様性を認め合う思いやる力”を育むように努めます。
- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ 学級や学年等の人間関係を把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりに努め、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していきます。
- ・ 日頃から家庭や地域との共通理解を図るため、開かれた学校づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、すべての教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の様子をよくみて、少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童とかかわる時間を多くするように努めます。
- ・ すべての児童がもつ特性を踏まえ、いじめが生じないよう日常的に適切な支援を行うと

ともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行います。

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査「学校生活アンケート」を実施し、全児童を対象に個人面談を実施します。
(アンケート実施時期 6月、11月)
- ・ 「学校生活アンケート」は、当該児童が卒業するまで保存します。アンケートで聞き取った内容をまとめた記録や調査報告書は、卒業後5年間保存します。
- ・ 児童及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談体制の整備を行います。
- ・ 毎月の職員会議後に、児童の情報交換を行い、全職員で児童の情報を共有します。
- ・ 相談・通報のあった事案は、速やかに情報共有に努めます。
- ・ いじめの防止のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて年に複数回実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図ります。
- ・ けんかやふざけあいであっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適切かつ迅速にこれに対処し、いじめを認知することに努めます。

(3) いじめへの早期対応

- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見たという報告があった場合は、事実の確認をした上で、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめを受けた児童の安全を確保するとともに、その再発を防止するため、児童・保護者に対する支援を行います。
- ・ いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添える体制をつくります。
- ・ いじめを知らせてきた児童の安全と安心を確保します。
- ・ いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを見ていた児童等にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。はやしたてるなど同調している児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ いじめを受けた児童が安心して学習ができるよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有しながら、いじめ行為を行った児童に対して必要な措置を講じます。
- ・ いじめ行為を行い、必要な措置を講じられた児童に対しても教育を受ける権利を保障し、担任や養護教諭、スクールカウンセラー等と連携して立ち直りを支援します。
- ・ 好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、すぐにいじめを行った児童が謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合は、これを「いじめ」という言葉を使わずに指導することもあります。
- ・ 学校や学級の中でいじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを推進していきます。
- ・ いじめやいじめの疑いの通報を受けた教職員は一人で抱え込みず、他の業務に優先して、

かつ、即日、当該情報を速やかに「みずほ小さいじめ防止等対策委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。

- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、校長がその判断をし、速やかに市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(4) いじめの解消

- ・いじめに係る行為が止んだ後でも、被害者児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等で確認します。いじめ行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることを目安とします。

(5) インターネットを通じてのいじめへの対応

- ・発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他インターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめの防止に努めます。各教科等の学習の中で情報モラルについての学習を行います。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとります。名誉毀損やプライバシー侵害があった場合、書き込んだ児童（場合によってはプロバイダ）に対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じます。
- ・携帯電話、スマートフォンの利用に関する家庭でのルール作りを保護者と連携して行います。

3 いじめの防止の対策のための組織

(1) 「みずほ小さいじめ防止対策委員会」の設置

この組織は、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行う中核的な役割を担います。

月1回情報交換を行い、この中で、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、委員会を緊急開催します。

(2) 「みずほ小さいじめ防止対策委員会」の構成

校長、教頭、総括教諭、児童指導担当、関係学年担任、養護教諭、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー

検討事項や事案内容に応じて、学級担任や依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命します。

(3) 活動内容

- ・いじめ防止の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成・実行・検証・修正
- ・いじめに関する相談（児童間の人間関係に関する悩みを含む）・通報への対応
- ・いじめの判断と情報収集
- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「緊急調査チーム」を設置し、迅速に調査に着手します。

(1) 「緊急調査チーム」の構成

- ・校長、教頭、児童指導担当者、関係学年担任

事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命します。

構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

(2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明（調査についての報告書は卒業後5年間保存します。）
- ・平塚市教育委員会への調査結果報告
- ・調査結果の説明について、いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合は、所見をまとめた文書を添えて、調査結果の報告を提出します。

令和5年4月1日改訂